

10月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月19日(水) 午前10時～10時19分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
野村 文雄、関谷 利彦、磯部 恵子、正司 浩幸、
河村 守浩、田中 修、富永 茂巳・・・(15人)
4. 欠席委員 伊藤 多美恵、上田 直樹、大草 知子・・・(3人)
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明申請について
議案第4号 許可取消申請について
議案第5号 農用地利用集積計画(案)の審査について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議長： 定刻となりましたので、10月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項23件です。議案第2号は申請の取り下げがあったことから議案を削除します。議案の繰り上げは行いません。以上で報告を終わります。

議長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。小野地区の富永委員、厚南地区の河崎委員をお願いします。なお、書記については、事務局職員に対応させます。ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から1番目と2番目の旧市地区の議案、94番と95番について説明します。

本件について、いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、94番、95番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から3番目から6番目までの厚南地区の議案、96番から99番までの4件について説明します。

98番について、訂正表のとおり、転用目的欄に訂正があります。いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、96番、97番、98、99番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から1番目と2番目の東岐波地区の議案、100番と101番について説明します。

101番は、譲受人の苗字について訂正表のとおり訂正があります。また、100番の始末書の内容について質問がありました。始末書の内容は、申請地の一部を農地法についての認識不足から無断でカーポートを設置し、駐車場として利用していたこと、今後は農地法その他関係法令の手続きを遵守する旨が記載されています。その他の議案の事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、100番、101番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの上から3番目と4番目の西岐波地区の議案、102番と103番の2件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、102番、103番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 105番は、訂正表のとおり欠番となりましたので、議案書は3ページの上から2番目から4番目までの楠地区の議案、107番から109番までの3件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、いずれの議案も、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。楠地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、107番、108番、109番は許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページから6ページ、51番から57番までの7件あります。
いずれの議案も、事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号、許可取消申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページ、1番と2番の2件について関連がありますので一括で説明します。

取消理由について事前質問がありました。いずれの議案も●●●●で太陽光発電設備の設置を目的に許可したのですが、今回、太陽光発電設備から電柱への電気の接続連系ができないとの理由で許可取消申請書が提出されたものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。
電気の接続連系ができなかったためと理由書に書いていますが、地元の反対が何かあったのですか。

事務局： 詳細については把握していませんが、申請代理人からは、●●●●が住民の反対がある中で接続することに難色を示されていると聞いています。

議 長： 太陽光発電が地域の反対を押し切って設置する場合、書類がある程度そろって
いれば、農業委員会としては許可せざるを得ないと考えています。

しかし、他人の土地に電柱を建ててそれに接続しないといけない場合、電柱が建てられないと太陽光発電は設置できませんので、その辺りは地元の方もよく考えられたらと思います。

河村委員： この件については、昨年11月の総会で話があったと思うのですが、書類的には何ら問題はないということで進んでいたのですが、地元が絶対に駄目だとずっと
言い続けて、最終的には●●●●に地元としては電柱の設置は認められないことを伝えたところ、●●●●は地元の同意がなければ電柱は設置しないということで、計画の中止を決定されたようです。

議 長： これから先こういう事は出てくるのではないかと思います。太陽光発電も大型
化して大きい電柱を建てて太い線を引っ張らざるを得ないということがありますので、どうしても地元の賛同が得られない限り連系作業はできないという状況が発生します。

事務局： 今回、●●●●がどのような事情で連系を見送られたかについては、詳細は分
かっていません。

議 長： これから申請が出た場合には、連系をどうするのかを書類に記載していただ
ければと思います。地元の反対があれば電柱は建てられないということになり、地元の意向が反映され、申請書類が出てこないのではないかと思います。

ドローンやヘリコプターを使うようになると農地の上を電線が走るということはこれからやりにくくなるし、地下埋設は電柱を建てる場合の接続費用に対して大体3倍くらい経費がかかるので、今のところ行われないので、地元の反対がある場合には今回のような対応も考えられるのではと思います。

採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、1番、2番は承認します。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書 8 ページから 13 ページ、本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査となります。内容は議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(各地区委員異議なし)

議長： それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり決定します。
付議事項は終わりました。今月の総会報告事案はありません。
事務局からの連絡の前に私から報告・連絡事項があります。
まず、要望書については、10月3日に市長に提出しましたので報告します。
市長は農業については積極的な立場で、前向きに取り組むとのこと。
それでは、事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程及び11月1日の委員研修について連絡)

議長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、10月定例総会を閉会します。

(10:19 終了)